

令和6年度 さいたま市立馬宮東小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、全ての児童に関する問題である。全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に生き生きと取り組むことができるよう、いじめが起きない学校といじめを許さない集団をつくるため、「さいたま市立馬宮東小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

「さいたま市立馬宮東小学校いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。いじめ防止のための具体的な取組は、本校の教育目標である「やさしく」「かしこく」「たくましく」と求める児童像の「まるい心のやさしい子」「コミュニケーションが上手にとれる子」の具現化にも、大きな関わりがあるため、ほかの取組や教育活動と一緒にとして推進していく。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめは重大な人権侵害であり、全ての児童をいじめに向かわせることなく心の通う学校環境をつくる。
- 2 児童のささいな変化に気付き、いじめの早期発見に努める。いじめを発見、又は相談を受けた場合は、速やかに学校いじめ対策委員会に情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 3 いじめる児童に対しては、その背景を探り、理解したうえで毅然とした態度で指導するとともに、いじめる児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門機関との連携を図る。
- 4 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 5 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。
- 6 健やかな成長を促すために、学校関係者、地域・家庭との連携協力に努める。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「けんかやふざけ合い」であっても見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものである。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつけられたり、叩かれたり、けられたりする
- ・金品をたかられる

- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものと含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安にする）継続していること。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

(1) 目的：学校におけるいじめ防止等に関する措置を実行的に行うため

(2) 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学校地域連携コーディネーター、PTA会長、主任児童委員、民生委員（代表）、自治会長（代表）等
その他必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、医師、弁護士、警察官経験者など構成員以外の関係者を招集し、対応する。

(3) 開催：ア 定例会（各学期1回程度開催）

イ 校内委員会（生徒指導委員会と兼ねて開催）

ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

(4) 役割：ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

イ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる。

ウ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。

エ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

オ いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

カ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を複数回企画し、計画的に実施する。

キ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して、適切に機能しているかに

ついて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。（P D C A サイクルの実行を含む）

- (5) 内容：ア 学校いじめ基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
イ 教職員の共通理解と意識啓発
ウ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
カ 発見されたいじめ事案への対応
キ 構成員の決定
ク 重大事態への対応

2 児童いじめ対策委員会

- (1) 目的：いじめ問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめ防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員：児童会長、児童副会長、児童会書記、代表委員
- (3) 開催：ア 定例会（各学期1回程度開催予定：6月、11月、2月）
イ 臨時会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）
- (4) 内容：ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
イ 話合いの結果を学校に提言する。
ウ 提言した取組を推進する。
エ 中学校といじめについての話し合いを行う。

V いじめの未然防止

いじめはどの子にも起こりうる、どの子も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことからはじめていく必要がある。未然防止の基本となるのは、児童が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で、授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。

1 いじめについての共通理解

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて校内研修や職員会議で周知を図り、教職員全員の共通理解を図る。
- 児童に対しても全校集会や学級活動などで、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- 何がいじめなのかを具体的に列挙して、目につく場所に掲示する。

2 いじめに向かわない態度・能力の育成

- 教育活動全体を通じた道徳教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性をはぐくむとともに他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

○意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

3 いじめが生まれる背景と指導上の注意

○授業についていけない焦りや劣等感などが、過度のストレスとならないよう、一人ひとりを大切にした分かりやすい授業づくりを進める。

○学級や学年の人間関係を把握して、一人ひとりが活躍できる集団づくりを進める。

○教職員の不適切な認識や言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

○障害がある児童がかかわるいじめについては、個々の障害の特性への理解を深めるとともに個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

○海外から帰国した児童や外国人の児童は、言語や文化の違いから学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

○性同一性障害や性的指向・性自認について教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

○被災により、避難している児童については、児童の受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

4 自己有用感や自己肯定感をはぐくむ

○ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、教育活動全体を通じ児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるように努める。

○困難な状況を乗り越えられるような体験の機会などを積極的に設けることで、自己肯定感を高める。

5 児童自らがいじめについて学び、取り組む

○児童が自らいじめの問題について学び、児童自身が主体的に考え児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

6 道徳教育の充実

○「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳主任を中心に、全教師の協力体制を整える。

○道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

○年間を通して、「2　主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

○授業参観等で道徳の授業を保護者や地域に公開を通して、「心の教育」の大切さについての情報発信と意識啓発を行う。(年間1回は保護者に公開する)

7 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- 啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
- 児童会によるいじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開（児童朝会・学級スローガンづくりなど）
- 校長による講話（①いじめ問題に対する学校の姿勢や対応について ②いじめ対策委員会の組織や活動について）
- 「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導（校務用端末→04 学校教育部指導 2 課→01 生徒指導対策係→05 いじめ防止指導事例集）
- 学校だより、学年だより等による家庭や地域への啓発活動
- 学校独自の簡易アンケートの実施

8 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- 「話の聴き方・伝え方について考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解決しよう」のロールプレイを繰り返し行い、人と関わる際に必要となる力に気付き、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で児童が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的につくり、人と関わる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 「人間関係プログラム」に係る調査の結果により、各学級担任を中心に児童一人ひとりの心の状況や学級の傾向を把握し、あたたかな雰囲気の学級づくりに生かし、いじめのない集団づくりに努める。

9 異学年との活動を通して

- 学校生活の充実と向上を目指して、協力して助け合って異学年の友だちと活動する楽しさを味わうことができるようとする。

- 児童が異学年の活動を通して、集団への所属感を深めて、心豊かな人間関係を築くようにする。

- 「1年生を迎える会」（4月）、「クリーン活動」（10月）

10 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多くあることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談できるようとする。

- 「いのちの支え合い」を学ぶ授業の実施：全学年

11 メディアリテラシー教育を通して

- 安全に正しくインターネットや携帯電話等を使うことができるよう、各学年の発達段階に応じた「情報モラル教育」を行う。

- 「スマホ・タブレット安全教室」の実施： 4, 5年生 6月

- 「インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為である」ことを児童に理解させる。

12 保護者との連携を通して

- いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
- 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
- 子どもに基本的生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童の観察

○早期発見のポイント

- ・児童のささやかな変化に気付くこと。
- ・気付いた情報を共有すること。
- ・情報に基づき、速やかに対応すること。

- (1) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながら、呼名による朝の健康観察の徹底 等
- (2) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣と机が離れている 等
- (3) 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる 等
- (4) 給食：食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる 等
- (5) クラブ活動・委員会活動：集団から孤立、雑用をやらされる 等
- (6) 登下校：班から離れる、独りぼっち、荷物を持たせられる 等

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施：4月・9月・1月（年3回）
- (2) アンケートの結果：学年・学校全体で情報を共有する。
- (3) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて児童と面談する。

面談した児童について、学年・学校全体で共有する。その際、市教委から配付されている面談記録シートに「いつ」、「誰が」、「どこで」、「どのくらいの時間」、「どのような内容」（児童の様子も含む）」を記録し、保存する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 毎月の「いじめに係る状況調査」でいじめの有無について把握する。
- (2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談月間の実施

- (1) 年1回、10月に教育相談月間を設定する。
- (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - ①月1回、「すくすく教育相談日」を設定
 - ②中学校のスクールカウンセラー・さわやか相談員との連携

5 保護者面談等の実施

- (1) 個人面談で保護者と情報を共有する：6月・11月
- (2) 学校公開でアンケート実施

6 地域からの情報収集

- (1) 民生委員・主任児童委員：児童や家庭に関する情報
- (2) 防犯ボランティア、遊馬学校ボランティア等：児童の登下校時や遊馬学校での情報
- (3) 学校運営協議会委員：児童の教育活動等に関わる情報

VII いじめの対応

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し、当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

- 校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
 - 構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭は、情報を集約し、組織的な対応の指揮を行う。
 - いじめ対策委員会で、情報の共有化を図り、対応や役割分担を確認する。
 - 保護者や関係機関への対応を行う。
- 教務主任は、事実の確認のため、情報収集を行う担任や学年主任を補助する。
 - 収集された情報を整理、記録する。
 - いじめ対策委員会の内容を記録する。
- 担任は、事実の確認のため、情報収集を行う。
 - いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
 - いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年主任は、担当する学年の児童の情報収集を行う。
 - 担当する学年の情報共有を行う。
 - 校長（教頭）に報告する。
- 生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。
 - 児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。
 - 校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任は、児童の情報を把握できる教育相談体制づくりをする。
 - いじめの相談・通報窓口を周知する。
- 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景を集約し、他機関との連携を図る。
- 養護教諭は、事実の確認のため、情報収集を行う担任や学年主任を補助する。
 - いじめに係る児童に対して、心のケアを図る。
- スクールカウンセラーは、情報の提供及び専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や児童のカウンセリング等を行う。
- スクールソーシャルワーカーは、情報の提供及び専門的な立場から、児童生徒の環境に働きかけるプロセスにおける連携、仲介、調整等を行う。
- 保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときには、直ちに学校へ連絡する。

- 地域は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定、文部科学大臣決定）「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止対策方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対処を確実に行う。

重大事態の意味

- ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
- イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ・ 年間30日を目安とする。
 - ・ 一定期間、連續して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 児童又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対処を行う。
 - (ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
 - (イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。
 - (ウ) 学校は、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に則り、組織的な対応を行う。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

いじめの未然防止（インターネットを通じて行われるものも含む。）、いじめの早期発見、事案対処などいじめ防止全体に係る内容の校内研修を計画的に行う。

1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の確認：4月に研修会を実施して、共通理解・共通実践を確認する。
- (2) 学校評価アンケートや人間関係プログラムの結果、その他、教育相談月間の情報等をもとに検証を行う。
- (3) 学校いじめ防止基本方針の修正

2 校内研修

- (1) 分かる授業を実践するための研修
 - 基礎・基本の定着：指導方法の工夫改善、公開授業、家庭学習
 - 授業規律：チャイム着席、正しい姿勢、発表の仕方や聞き方等について、共通理解を図り指導
- (2) 生徒指導・教育相談に係る研修
 - 児童理解に関する情報交換（4月）
 - いじめの防止、早期発見・早期対応に係る研修を実施する。（8月）
- (3) 情報モラル研修
 - 「G I G Aスクール研修」「I C Tリテラシーの育成」の内容を教職員に伝達する。
(8月又は11月)

X P D C Aサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というP D C Aサイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期（P D C Aサイクルの期間）の決定

- (1) 検証を行う時期：各学期末（7月、12月、3月）

2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

- (1) 「学校評価アンケート」の実施時期：11月（教職員、保護者、児童）
- (2) いじめ対策委員会の実施時期：各学期1回程度
- (3) 校内研修等の実施時期：通年・夏季休業中